

3 部分休業について

Q 1 部分休業とはどのような制度ですか？

A 1 育児と仕事の両立を図るため、職員が小学校就学に達するまでの子を養育する場合、公務の運営に支障のない範囲で1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる制度です。仕事をしながら育児ができること、育児を分担できること、長期休業による職場復帰への不安がないことなどがメリットです。

部分休業は、正規の勤務時間の始め又は終わりに2時間を超えない範囲内で請求することができます(30分単位で請求可)。小学校就学に達するまでの子を養育している職員であれば、男女を問わず請求できます。

ただし、次のA 2に該当する職員は部分休業をすることができません。

Q 2 部分休業をすることができない職員は？

A 2 次の職員は、部分休業をすることができません。

- ① 非常勤職員
- ② 育児短時間勤務をしている職員

Q 3 部分休業を請求する際の事務手続は？

A 3 部分休業を請求しようとする職員は、「部分休業承認請求書(様式第6号)」に子の氏名等を証明する書類を添付し、原則として部分休業を始めようとする日の1月前までに、所属長に提出することとなります。(なるべく早めに所属長に相談してください。県費負担教職員にあっては、各市町村教育委員会の規則で定める「部分休業承認請求書」により請求手続を行うこととなります。)

Q 4 部分休業をした場合の給与はどのようにになりますか？

A 4 給与について、部分休業をした翌月の給与から、勤務しなかった時間数に応じて、勤務1時間当たりの給与額が減額されて支給されます。

期末・勤勉手当については、次のとおりです。

- ・ 期末手当
部分休業の期間は、在職期間から除算されません。

- ・ 勤勉手当

基準日（6月1日、12月1日）以前6箇月の期間における部分休業の取得時間を日に換算した日数が30日を超える場合は、その全期間が除算されます。

Q 5 部分休業をした場合、昇給に影響がありますか？

A 5 部分休業により勤務していない期間については、「勤務していない日」として取り扱わないため、昇給に影響はありません。

Q 6 部分休業や育児短時間勤務に伴い給与が減額された場合、公立学校共済組合の掛金はどのようになりますか？

A 6 標準報酬月額制により、減額後の給与額を基に掛金が算定されます。

なお、共済組合に申し出ることにより、3歳未満の子を養育している期間について、育児部分休業や育児短時間勤務の取得等により標準報酬が低下したとき、「年金額の計算に使用する標準報酬に関する特例（※）」の適用を受けることができます。

※ 年金は、組合員であった期間の標準報酬を基に算定されるため、標準報酬が低下すると、将来受け取ることになる年金額に影響が生じる場合があります。

※ 特例の適用を受けた場合、特例の対象期間のうち「各月の標準報酬」が「子の出生前の標準報酬」を下回る期間について、「子の出生前の標準報酬」を「当該月の標準報酬」とみなして年金額の計算をすることができます。

※ 申出は、「3歳未満の子を養育する旨の申出書」を提出することによって行います。

Q 7 育児時間（特別休暇）と部分休業との関係は？

A 7 育児時間は子が1歳6箇月に達するまでの期間で、1日2回それぞれ1時間以内又は30分で合計して90分以内で認められます。男性も取得できますが、あくまで女性が取得しない範囲内で認められることとなります。

一方、部分休業は子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間で、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、勤務時間の始め又は終わりにおいて認められるものですが、育児時間は勤務時間の途中で取得が可能です。

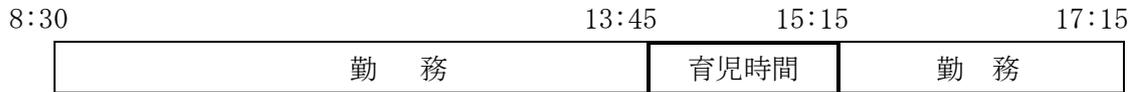
なお、部分休業と育児時間を併用する場合は、1日につき2時間の範囲内で認められます。部分休業は給与が減額されますが（A4参照）、育児時間は特別休暇であり有給です。

【育児時間及び部分休業の取得例】

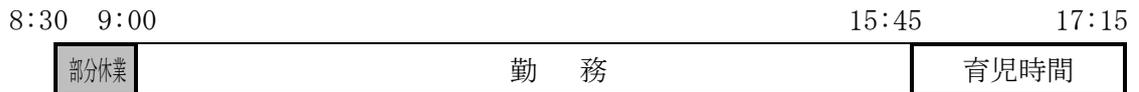
- ① 出勤・退勤時に育児時間を取得する場合（子が1歳6箇月未満）



- ② 勤務時間の途中に取得する場合（子が1歳6箇月未満）



- ③ 出勤時30分、退勤時1時間30分を必要とする場合（子が1歳6箇月未満）



- ④ 出勤・退勤時に部分休業をする場合

